

《理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類》

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 社会福祉法人慈誠会理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員等の報酬(以下「報酬」という)については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員等が施設において勤務する場合、その実態に即して報酬を支給することができる。

3 理事報酬及び理事給与は、次に掲げる額を超えない範囲で、評議員会で決定する。

理事報酬及び理事給与総額 25,000,000円/年

4 理事長の報酬は、次に掲げる額を超えない範囲で、評議員会で決定する。

理事長 550,000円/月

(日当及び交通費の支給)

第3条 役員等は、理事長が招集した理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会において、当法人の会合に出席した者については、次に掲げる額を超えない範囲で、旅費及び日当を支給する。

10,000円/回 (税引後)

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため出張したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償は、社会福祉法人慈誠会旅費規程を適用する。

(出張命令)

第5条 役員等の出張は、業務命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準則規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支払方法については、特別養護老人ホームたけんの職員の例による。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 一部改正 平成19年12月26日 (第3条(日当及び交通費の支給))の 3 報酬額の追加
平成19年5月30日 第9回理事会承認
- 一部改正 平成20年4月1日 (第3条(日当及び交通費の支給))の 3 報酬額の変更
平成20年3月21日 第4回理事会承認
- 一部改正 平成25年4月1日 (第3条(日当及び交通費の支給))の 2 日当額を記載
平成25年3月29日 第4回理事会承認
- 一部改正 平成29年4月1日 第2条(役員報酬等)、第3条(日当及び交通費の支給)の変更
平成29年3月22日 第2回理事会承認
平成29年6月22日 第1回定時評議員会承認